

(別表1) 主務大臣による輸出証明書の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される食品等の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。

(凡例) 主務大臣（主務省令第55条関係）：財務大臣（財）、厚生労働大臣（厚）、農林水産大臣（農）

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
アメリカ合衆国	-	-	食肉（別紙US-A1）（厚）
	-	-	水産物（別紙US-S1）（厚）
	エビ製品（別紙US-S3）（農）	-	-
アルゼンチン	-	-	食肉（別紙AR-A1）（厚）
イスラエル	水産食品（別紙IL-S1）（農）	-	-
インド	水産食品（別紙IN-S1）（農）	-	水産食品（別紙IN-S1）（農）
	養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉（別紙IN-F1）（農）	-	-
	食品（別紙IN-01）（農）	-	-
インドネシア	水産食品、飼料用水産物（別紙ID-S1）（農）		水産食品、飼料用水産物（別紙ID-S1）（農）
ウルグアイ	-	-	食肉（別紙UY-A1）（厚）
英国	水産食品（別紙EU-S1）（農）	-	-
	水産物（別紙EU-S2）（農）	-	-
	-	-	ペットフード等（別紙EU-F1）（農）

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
欧州連合	-	-	食肉（別紙EU-A1）（厚）
	-	-	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品（別紙EU-A3、ZZ-A1）（厚）
	-	-	ゼラチン・コラーゲン（別紙EU-A4）（厚）
	水産食品（別紙EU-S1）（農）	水産食品（別紙EU-S1）（農）	水産食品（別紙EU-S1）（農）（厚）
	水産物（別紙EU-S2）（農）	-	-
	-	-	ペットフード等（別紙EU-F1）（農）
	混合食品（別紙EU-C1）（農）	-	-
オーストラリア	-	-	食肉（別紙AU-A1）（厚）
	かき（別紙AU-S2）（農）	-	-
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
カタール	水産食品（別紙QA-S1）（農）	-	-
カナダ	-	-	牛肉（別紙CA-A1）（厚）
シンガポール	-	-	食肉（別紙SG-A1）（厚）
	-	-	食肉製品（別紙SG-A2、ZZ-A1）（厚）
	-	-	家kins卵製品（別紙SG-A4）（厚）
	原料用の乳及び乳製品（別紙SG-A5）（農）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
スイス	水産食品（別紙EU-S1）（農）	-	-
	水産物（別紙EU-S2）（農）	-	-
タイ	-	-	豚肉（別紙TH-A2）（厚）
	-	-	農畜水産食品（別紙TH-01）（農）
	-	-	青果物（別紙TH-P1）（農）
大韓民国	畜産加工品、食肉・卵含有加工品（別紙KR-A2）（農）	-	畜産加工品、食肉・卵含有加工品（別紙KR-A2）（農）
	水産食品（別紙KR-S1）（厚）	-	水産食品（別紙KR-S1）（厚）
	水産製品（別紙KR-S3）（農）	-	-
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
台湾	-	-	牛肉（別紙TW-A1）（厚）
	-	-	牛肉製品（別紙TW-A3、ZZ-A1）（厚）
	-	-	豚肉製品（別紙TW-A4、ZZ-A1）（厚）
	貝類（別紙TW-S1）（農）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
中華人民共和国	-	-	農畜水産食品（別紙CN-01）（農）
	水産食品（別紙CN-S1）（厚）	-	水産食品（別紙CN-S1）（厚）
	活水産物（別紙CN-S2）（農）	-	活水産物（別紙CN-S2）（農）
	さけ類（別紙CN-S3）（農）	-	-
	たばこ（別紙CN-L1）（財）	-	-
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
トルコ	水産食品、飼料用水産物（別紙TR-S1）（農）	-	-
ナイジェリア	水産食品（別紙NG-S1）（農）	-	水産食品（別紙NG-S1）（農）
ニュージーランド	二枚貝（別紙NZ-S1）（農）	-	-
	水産食品（別紙NZ-S2）（農）	-	水産食品（別紙NZ-S2）（農）
ノルウェー	水産食品（別紙EU-S1）（農）	-	-
	-	-	ペットフード等（別紙EU-F1）（農）

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
ブラジル	-	-	牛肉（別紙BR-A1）（厚）
	水産食品（別紙BR-S1）（厚）	-	水産食品（別紙BR-S1）（厚）
	水産食品（別紙BR-S2）（農）	-	-
	清涼飲料水（別紙BR-V1）（農）	-	-
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
ベトナム	水産食品（別紙VN-S1）（農）	-	-
香港	-	-	牛肉（別紙HK-A1）（厚）
マレーシア	畜水産食品（別紙MY-S1）（農）	-	-
メキシコ	水産食品（別紙MX-S1）（農）	-	-
ヨルダン	水産食品（別紙JO-S1）（農）	-	-
ロシア	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
まぐろ類条約等加盟国	まぐろ類（別紙ZZ-S2）（農）	-	-
南極海洋生物資源管理委員会締約国	めろ（別紙ZZ-S3）（農）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
複数国向け	一元的な輸出証明書発給システム (ZZ-01) (農)	-	-
	放射性物質関連 (ZZ-02) (農)	-	-
	自由販売証明 (食品) (別紙ZZ-01、ZZ-03)	-	-
	政府間の取り決めによらない輸出食品 (別紙ZZ-04) (厚)		
	自由販売証明 (飼料等) (別紙ZZ-01、ZZ-F1)	-	-
	GCC加盟国向け輸出加工食品 (ZZ-05) (農)		
	第三国由来水産動物等 (別紙ZZ-S5) (農)	-	-
	試験研究用水産動物 (別紙ZZ-S6) (農)	-	-

(別表2) 都道府県知事等による輸出証明書の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される農林水産物又は食品の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。

(凡例) 主務大臣（主務省令第55条関係）：財務大臣（財）、厚生労働大臣（厚）、農林水産大臣（農）

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
アメリカ合衆国	食肉（別紙US-A1）（厚）	-	-
	-	-	水産物（別紙US-S1）（厚）
	エビ製品（別紙US-S3）（農）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
アラブ首長国連邦	牛肉（別紙AE-A1）（厚）	-	牛肉（別紙AE-A1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
アルゼンチン	食肉（別紙AR-A1）（厚）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
アルメニア	牛肉（別紙RU-A1）（厚）	-	-
イスラエル	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
インド	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
インドネシア	牛肉（別紙ID-A1）（厚）	-	牛肉（別紙ID-A1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
ウクライナ	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ウルグアイ	食肉（別紙UY-A1）（厚）	-	-
英国	食肉（別紙EU-A1）（厚）	-	-
	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）	-	-
	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品（別紙EU-A3）（厚）	-	-
	ゼラチン・コラーゲン（別紙EU-A4）（厚）	-	-
	水産食品（別紙EU-S1）（厚） 5-2、6-2	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
欧州連合	食肉（別紙EU-A1）（厚）	-	-
	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）	-	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）
	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品（別紙EU-A3）（厚）	-	-
	ゼラチン・コラーゲン（別紙EU-A4）（厚）	-	-
	水産食品（別紙EU-S1）（厚） 5-2、6-2	水産食品（別紙EU-S1）（農） 9	水産食品（別紙EU-S1）（厚） 6-1-1、7-1
	水産物（別紙EU-S2）（農）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
オーストラリア	食肉（別紙AU-A1）（厚）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
カザフスタン	牛肉（別紙RU-A1）（厚）	-	-
カタール	食肉（別紙QA-A1）（厚）	-	食肉（別紙QA-A1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
カナダ	牛肉（別紙CA-A1）（厚）	-	-
	水産動物等（別紙CA-S1）（農）	-	-
カンボジア	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
キルギス	牛肉（別紙RU-A1）（厚）	-	-
クウェート	牛肉（別紙KW-A1）（厚）		
サウジアラビア	牛肉（別紙SA-A1）（厚）	-	牛肉（別紙SA-A1）（厚）
シンガポール	食肉（別紙SG-A1）（厚）	-	-
	食肉製品（別紙SG-A2）（厚）	-	-
	家きん肉及び家きん肉製品（別紙SG-A3）（厚）	-	家きん肉及び家きん肉製品（別紙SG-A3）（厚）
	家きん卵製品（別紙SG-A4）（厚）	-	-
	水産食品（別紙SG-S1）（厚）（農）	水産食品（別紙SG-S1）（農）	水産食品（別紙SG-S1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
スイス	食肉（別紙EU-A1）（厚）	-	-
	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）	-	-
	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品（別紙EU-A3）（厚）	-	-
	水産食品（別紙EU-S1）（厚）（農） 5-2、6-2	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
スリランカ	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
タイ	牛肉（別紙TH-A1）（厚）	-	牛肉（別紙TH-A1）（厚）
	豚肉（別紙TH-A2）（厚）	-	-
	-	-	青果物（別紙TH-P1）（農）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
大韓民国	-	-	殻付き家きん卵（別紙KR-A1）（厚）
	水産動物等（別紙KR-S2）（農）	-	-
	食品等（ZZ-S1）（農）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
台湾	牛肉（別紙TW-A1）（厚）	-	-
	乳、乳製品、殻付き家きん卵、卵製品及び缶詰家きん肉製品（別紙TW-A2）（厚）	-	-
	牛肉製品（別紙TW-A3）（厚）	-	-
	豚肉製品（別紙TW-A4）（厚）	-	-
	貝類（別紙TW-S1）（農）	-	-
	水産動物等（別紙TW-S2）（農）	-	-
中華人民共和国	乳及び乳製品（別紙CN-A1）（厚）	-	-
	水産食品（別紙CN-S1）（厚）	-	水産食品（別紙CN-S1）（厚）
	活水產物（別紙CN-S2）（農）	-	-
	さけ類（別紙CN-S3）（農）	-	-
	食品等（別紙ZZ-S1）（農）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
トルコ	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ナイジェリア	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ナミビア	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
ニュージーランド	牛肉（別紙NZ-A1）（厚）	-	-
	二枚貝（別紙NZ-S1）（厚）	-	-
ノルウェー	食肉（別紙EU-A1）（厚）	-	-
	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）	-	-
	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品（別紙EU-A3）（厚）	-	-
	水産食品（別紙EU-S1）（厚）（農） 5-2、6-2	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
バーレーン	牛肉（別紙BH-A1）（厚）	-	牛肉（別紙BH-A1）（厚）
フィリピン	牛肉（別紙PH-A1）（厚）	-	牛肉（別紙PH-A1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
仏領ポリネシア	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ブラジル	牛肉（別紙BR-A1）（厚）	-	-
	水産食品（別紙BR-S2）（農）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ブルネイダルサラーム	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
ベトナム	食鳥肉（別紙VN-A1）（厚）	-	食鳥肉（別紙VN-A1）（厚）
	食肉（別紙VN-A2）（厚）	-	食肉（別紙VN-A2）（厚）
	活水産動物（別紙VN-S2）（農）	-	水産食品（別紙VN-S1）（農）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ベラルーシ	牛肉（別紙RU-A1）（厚）	-	-
ペルー	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
香港	牛肉（別紙HK-A1）（厚）	-	-
	豚肉（別紙HK-A2-1）（厚）	-	豚肉（別紙HK-A2-1）（厚）
	家きん肉（別紙HK-A2-2）（厚）	-	家きん肉（別紙HK-A2-2）（厚）
	-	-	殻付き家きん卵及び卵製品（別紙HK-A3）（厚）
	アイスクリーム類等（別紙HK-A4）（厚）	-	-
	乳、乳飲料、クリーム（別紙HK-A5）（厚）	-	-
	モクズガニ（別紙HK-S1）（農）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
マカオ	牛肉（別紙MO-A1）（厚）	-	牛肉（別紙MO-A1）（厚）
	豚肉（別紙MO-A2）（厚）	-	-
	家きん肉（別紙MO-A3）（厚）	-	家きん肉（別紙MO-A3）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
マレーシア	牛肉（別紙MY-A1）（厚）	-	牛肉（別紙MY-A1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
南アフリカ共和国	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ミャンマー	牛肉（別紙MM-A1）（厚）	-	牛肉（別紙MM-A1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
メキシコ	牛肉（別紙MX-A1）（厚）	-	-
モーリシャス	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
モロッコ	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ラオス	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
リヒテンシュタイン	食肉（別紙EU-A1）（厚）	-	-
	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）	-	-
	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品（別紙EU-A3）（厚）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
ロシア	牛肉（別紙RU-A1）（厚）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
まぐろ類条約等加盟国	まぐろ類（別紙ZZ-S2）（農）	-	-

(別表3) 登録発行機関による輸出証明書の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される輸出証明書の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。

(凡例) 主務大臣（主務省令第55条関係）：財務大臣（財）、厚生労働大臣（厚）、農林水産大臣（農）

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第3項）
-	-

(別表4) 登録認定機関による適合施設の認定の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される農林水産物又は食品の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。

(凡例) 主務大臣（主務省令第55条関係）：財務大臣（財）、厚生労働大臣（厚）、農林水産大臣（農）

輸出先国	適合施設の認定（法第17条第3項）
アメリカ合衆国	水産食品（別紙US-S2）（農）
インドネシア	水産食品（別紙ID-S1）（農）（厚）
ウクライナ	水産食品（別紙UA-S1）（農）（厚）
オーストラリア	水産食品及び養殖等用飼料（別紙AU-S1）（農）
サウジアラビア	水産食品（別紙SA-S1）（農）
タイ	青果物（別紙TH-P1）（農）
ナイジェリア	水産食品（別紙NG-S1）（農）（厚）
ブラジル	水産食品（別紙BR-S1）（農）（厚）
ペルー	水産食品（別紙PE-S1）（農）
ロシア	水産食品（別紙RU-S1）（農）（厚）